

ファイヤーニュース 119

消防広報 **45号**

発行/令和5年11月
編集/袖ヶ浦市消防本部
電話/64-0119

令和5年度全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

住宅用防災機器を備えましょう

【袖ヶ浦市災害発生件数】(令和5年1月1日～9月30日)

火災	33件
建物	10件
車両	4件
林野	1件
その他	18件



救急	2,682件
火災	15件
急病	1,870件
交通事故	170件
一般負傷	347件
労働災害	37件
運動	14件
加害	10件
自損	19件
水難	1件
その他	199件

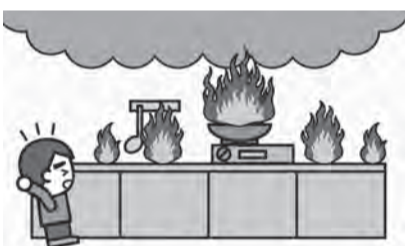
救助	63件
火災	16件
交通事故	9件
水難事故	1件
風水害	1件
機械	1件
建物等	3件
その他	32件

【火災に気を付けましょう】

袖ヶ浦市では、令和5年1月から9月までに33件の火災が発生しています。中でも焚火・野焼きの拡大によるその他の火災が多く発生しています。

火を取り扱う際には、周囲の状況を考慮し、最小限度に留めてください。また、火の元を離れる際は必ず火を消してください。

火の取り扱いから生じる大惨事を防ぐため、一人一人が日頃から気を付ける必要があります。



【その119番、本当に緊急?】

実際にこのような理由で呼ばれたケースがあります。

- 例) ・近くの病院まで運んで
・今日入院日だから
・病院で待ちたくない
・タクシーだとお金がかかるから
・自家用車がないから

救急車は「命」を救うための限りある資源です。

タクシーではありません。適正な利用をお願いします。



【住宅用火災警報器の設置について】

消防法の改正に伴い、平成20年6月1日から袖ヶ浦市火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、火災による被害を最小限に食い止めることのできる有効な機器ですので、早期の設置をお願いいたします。

※住宅用火災警報器の設置場所について

寝室及び寝室が2階以上の階にある場合は、寝室と階段上部に設置する義務があります。

なお、台所には設置義務はありませんが、設置することを推奨しています。

※住宅用火災警報器の種類について

住宅用火災警報器には、煙感知式と熱感知式の2種類があります。寝室及び階段には**煙感知式**を、台所に設置する場合は**熱感知式**のものを設置してください。設置場所に合った住宅用火災警報器を設置しましょう。

※点検及び清掃について

住宅用火災警報器に埃やクモの巣がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。日頃から点検や清掃を行い、住宅用火災警報器が正常に動作するよう心掛けましょう。

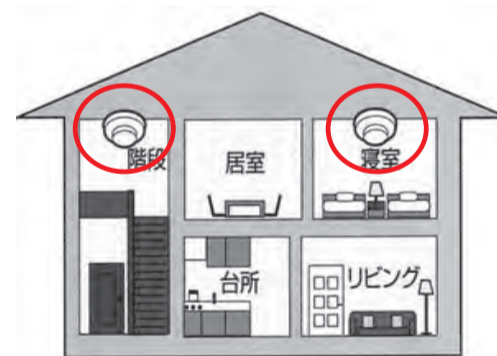
なお、点検方法は、機種により異なりますので取扱説明書でご確認ください。

※住宅用火災警報器を設置することが困難な場合

住宅用火災警報器は、天井面など高所に設置する必要があることから、設置が困難な世帯を対象に取付け支援事業を実施しております。機器本体は、申請者のご負担となります。詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせください。

※本体交換の目安

住宅用火災警報器本体は感知器の汚れや部品の劣化により、正常に機能しなくなる場合がありますので、使用開始から10年を目途に新しい住宅用火災警報器に交換してください。電池の寿命は約10年ですが、使用状況により、電池寿命が短くなる場合があります。電池切れの警報が鳴った場合は、新しい住宅用火災警報器に交換してください。



(例)





防火ポスター

最優秀賞



優秀賞



特別賞



特別賞



特別賞



特別賞



特別賞

